

令和7年度

泉大津市地域デジタルポイント発行運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化およびデジタル化促進を目的として、民間事業者のキャッシュレス決済を活用し、市内在住者を対象としたプレミアム付きデジタルポイントを発行する。また、市民等の健康づくりや環境活動、安全・安心な地域づくりなど様々な活動・事業に対して、民間事業者のキャッシュレスサービスを活用し、市内の店舗で使用できる給付型デジタルポイントを発行することで市民等の活動を促進し、地域の課題解決や活性化を図る。本要領では、「泉大津市プレミアム付きデジタルポイント」の発行・運営業務及び、「泉大津市給付型デジタルポイント」の発行業務を行う事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

泉大津市地域デジタルポイント発行運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「泉大津市地域デジタルポイント発行運営業務委託仕様書」のとおり。

なお、別紙は、この業務の業者選定を行うための資料であり、実際の仕様書の作成に当たっては、選定された参加者から提出された企画提案をもとに双方協議の上、一部変更があるものとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 概算予算額

プレミアム付きデジタルポイント分 100,000,000円

給付型デジタルポイント分 6,000,000円

業務委託上限額 23,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

合計 129,000,000円

(5) 未利用のポイントについて

プレミアム付きデジタルポイント、給付型デジタルポイントが利用期間内に利用されない、または加盟店への精算がなされない売上金及び、発注者が負担するポイントの残額については、発注者に納付するものとする。

3. 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独の法人または2以上の者により任意に結成された共同企業体とし、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

なお、共同企業体の場合は、その全ての構成員が次に掲げる要件の全てを満たすものとし、本件プロポーザルに別に参加する事業者又はその共同企業体の構成員となることはできない。また、参加意向申出

- 書の提出以降は、原則としてその共同企業体の構成員を変更することはできないものとする。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- イ 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による 会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされていない者。
- カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- キ 参加表明書の受付日からさかのぼり、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- ク 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- ケ 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- コ 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- サ 事業の実施については、必要な法的資格等を保有していること。

4. スケジュール

(1) 日程

項番	手続等	期限等
1	実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 10 日（木曜日）
2	実施要領等に関する質問受付	令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）午後 5 時まで
3	質問回答	令和 7 年 4 月 22 日（火曜日）までに 市ホームページに掲載
4	参加表明書等提出期間	令和 7 年 4 月 10 日（木曜日）～ 令和 7 年 4 月 25 日（金曜日）午後 5 時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和 7 年 4 月 30 日（水曜日）
6	企画提案書等提出期間	令和 7 年 4 月 23 日（水曜日）～ 令和 7 年 5 月 8 日（木曜日）正午まで
7	企画提案説明会・審査会	令和 7 年 5 月 13 日（火曜日）
8	結果通知・公表	令和 7 年 5 月中旬【予定】
9	契約締結	令和 7 年 5 月下旬【予定】

(2) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。質問書〔様式 1〕を使用し、件名を「泉大津市地域デジタルポイント発行運営業務委託に関する質問」として、令和 7 年 4 月 18

日（金）午後5時までに「8.事務局」へ電子メールで送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

イ 回答：令和7年4月22日(火)までに市ホームページに掲載。

個別には回答しない。

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間 令和7年4月10日(木)～令和7年4月25日(金)午後5時まで（必着）
(土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

「8.事務局」への持参または郵送とする。なお、郵送の場合は令和7年4月25日(金)の消印まで有効とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

ウ 提出書類

次の書類をA4ファイルに綴じたものを各1部提出すること。

①参加表明書及び宣誓書〔様式2〕

②会社概要書〔様式3〕

③業務実績書〔様式4〕

④委任状〔様式5〕

⑤共同企業体一覧表〔様式6〕

⑥決算報告書

直近1年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの）

⑦登記簿謄本（交付から3か月以内のもの、複写可）

⑧納税証明書（複写可）

国税については（その3の3）、市税については泉大津市内に事業所を有する場合に泉大津市税の滞納がないことの証明書

⑨印鑑証明書（原本）

⑩使用印鑑届〔様式7〕

⑪障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ〔様式8〕

※④、⑤については、共同企業体で本件プロポーザルに参加する場合に提出すること。

※令和7・8年度泉大津市入札参加有資格者の場合は、⑦～⑪の提出は不要。

※参加資格要件の審査参加資格要件の審査結果通知については、令和7年4月30日（水）に電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期間：令和7年4月23日(水)～令和7年5月8日(木)正午まで（必着）
(土、日、祝日は除く)。

イ 提出方法及び提出先

「8.事務局」へ持参または郵送とする。なお、郵送の場合は令和7年5月8日(木)の消印まで有効とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

ウ 提出書類

次の①、②については正本1部、③は正本1部、副本6部及びすべての電子データを保存した

USB 又は DVD-R を提出すること。副本は提案者を特定できる表示を一切しないこと。

① 企画提案書提出届出書 〔様式 9〕

② 見積書 〔任意様式、明細書を含むこと〕

※明細書には、業務種別ごとの費用の内訳額及び総額、全ての業務費用の総額、消費税及び地方消費税額を含めた総額を記載すること。

※金額は業務委託分に係る経費のみで計算し、ポイント分は合算しないこと。

※費用総額は、本実施要領に定める契約上限額までとする。

③ 企画提案書 〔任意様式〕

・A 4 判 表紙を除き 20 ページ以内とする。ただし A 3 判 1 ページは A 4 判 2 ページとする。

なお、提案に支障のない範囲で両面印刷すること。

・表紙をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。

・正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。

・副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

・事業実施スケジュール及び仕様書（別紙）、評価採点表（別表）に記載されている各項目について必ず全て含めること。

・概要図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意すること。

エ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。提出日付は統一すること。

オ 途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「業務委託公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届〔様式 10〕を「8.事務局」へ送信すること。

5. 審査及び審査結果の通知と公表

（1） 審査方法

提案の審査にあたっては、「泉大津市地域デジタルポイント発行運営業務の委託事業者募集に係る公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について評価採点表（別表）に基づいて審査を行う。

審査委員が企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点とし、各審査員における審査点が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第 1 位を得た数が多い順に参加者順位を付け、第 1 位の者を最優秀提案者、第 2 位の者を次点者として選定する。

ただし、順位決定を行う際、同順位が複数ある場合は、同順位の者のうち当該順位の直近順位（上位）を最も多く得た参加者を上位として扱う。それでもなお、選定されない場合は、各審査委員の審査点の合計が最も高い参加者を上位として扱う。

参加者が 1 者のみだった場合については、本事業が、物価高騰の影響を踏まえ可及的速やかな事業実施を求められることから、再公募は行わず、各審査委員の評価点数の合計が満点の 6 割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を最優秀提案者とする。

(2) プрезентーション

ア 日時・場所

(ア) 実施日：令和7年5月13日（火）

(イ) 場所：泉大津市役所（大阪府泉大津市東雲町9番12号）

イ 実施方法

(ア) 所要時間は説明20分以内、質疑応答15分程度とする。

※企画提案者数により、プレゼン時間等を変更する場合がある。

(イ) プрезентーションは非公開とする。

(ウ) 録音録画禁止。

(エ) 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

(オ) プрезентーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMIケーブル及びスクリーンは発注者が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。

(カ) プрезентーションの出席人数は最大3名まで。

(キ) 受託決定後に当該業務に具体的に携わる担当者が出席し、説明を行うものとする。

(ク) プрезентーションの開始時間は別途メールにて通知する。

(ケ) 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(コ) プрезентーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッヂ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

(3) プрезентーション審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、提案者全てに電子メールで通知し、その概要を市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び点数とする。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ 参加者の要件を満たさなくなった場合

6. 契約について

(1) 契約方法

ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案者）が、泉大津市地域デジタルポート発行運営業務委託の委託候補者となる。

イ 業務委託契約の締結は、発注者が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。

ウ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における

失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、発注者が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

エ 締結交渉の結果、合意に至った場合は業務委託契約を締結する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と発注者が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書、プレゼンテーション資料及びその内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和 44 年規則第 7 号）第 114 条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 116 条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

7. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係るすべての書類の作成、及び提出に係るすべての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で発注者に帰属するものとする。また、発注者は応募者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 発注者からの提出資料の取り扱い

発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 応募書類の開示

提出された応募書類について、公文書公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成 10 年

3月12日条例第10号)に基づき取り扱うこととする。

8. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおり。

泉大津市 市長公室 地域経済課 商工担当

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

Email : keizai@city.izumiotsu.osaka.jp

電話番号 0725-51-7651 (地域経済課 直通)